

○清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日告示第40号

清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市における高齢者福祉行政を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定及び計画の見直しをするため、清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の種類)

第2条 委員会が策定及び見直しをする計画の種類は、次に掲げる計画とする。

- (1) 高齢者福祉に関する計画
- (2) 介護保険に関する計画

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) 医師
- (5) 歯科医師
- (6) 薬剤師

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。